平成２２年（フ）第１２５６７号
東京都中野区新井５丁目19―10―101
債務者　岡崎マサ子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５６８号
東京都中野区新井５丁目19―10―101
債務者　岡崎　利香
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５６９号
東京都品川区荏原４丁目12―12
債務者　北山　英治
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５７３号
東京都東久留米市小山２丁目５－３―201
債務者　梶谷　拓也
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５７５号
東京都世田谷区瀬田２丁目20―17―402
債務者　矢谷　圭悟
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５７６号
東京都江東区森下４丁目４－１―202
債務者　杉本　未緒（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８１号
東京都足立区竹の塚６丁目18―９―501
債務者　山野邉善之
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８２号
東京都墨田区向島３丁目３－７―704
債務者　中田　昌美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８８号
神奈川県横浜市港北区新羽町1722―２
債務者　佐藤　重夫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５９０号
神奈川県海老名市上今泉４丁目16―36ー205
債務者　山本　克彦
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５９１号
東京都豊島区東池袋２丁目11―８　４Ｆ
債務者　榎本　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６０３号
埼玉県和光市白子３丁目29―25―902
債務者　柴田　　司
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６０７号
千葉県流山市名都借1020―３
債務者　宮下　宏美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６０８号
東京都練馬区高野台２丁目27―20―302
債務者　宮澤　文香
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６１５号
埼玉県戸田市笹目３丁目３－６―203
債務者　飯田　　清
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６１７号
千葉県船橋市新高根５丁目11―24―101
債務者　岡田　雄太
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部